

国史跡・伊豆古道に係る教育長提言・照会回答一覧

区分	(平成 30 年 8 月 29 日) 保存会→教育長		(平成 30 年 10 月 2 日) 教育長→保存会	回答の詳細 (10/10 教委と打合せ)
	提言・照会本文	説明文	回答	
提言	【包括的事項】			
	<p>(1)「文化芸術振興基本法」の改正(平成29年6月23日施行:「文化芸術基本法」に名称変更)に伴い、国が平成30年3月6日に同法に基づく「文化芸術推進基本計画」を閣議決定したことから、かんがみ、文化財の保存活用にも密接に関連する同法に規定する「地方文化芸術推進基本計画」の策定について検討を始めること。また、同法改正を念頭に、別紙(案)に示すように、「伊東市文化振興基本条例」について必要な改正を行うこと。</p>		<p>平成29年6月23日付けで「文化芸術振興基本法」が改正施行されているところですが、この改正では法律名も「文化芸術基本法」と改められ、新たに自治体が策定する「地方文化芸術推進基本計画」(努力義務)についても規定されています。同基本計画は、各自治体の特色ある文化関連施策に直接結びつくものであることから、本市の文化関連施策を一層計画的かつ効果的に遂行するために、法的根拠のもとに「地方文化芸術推進基本計画」の策定の検討を始めるべきと思慮致します。</p> <p>また、現状の「伊東市文化振興基本条例」に基づく「文化振興基本構想」は、具体的な文化関連施策とは直接結びつきがないことから、直接法律を根拠とする「地方文化芸術推進基本計画」を策定することの意義は重要であると思慮致します。そのために、「文化振興基本構想」を具体化した同基本計画を円滑に策定できるように、「伊東市文化振興基本条例」について必要な改正を行うことが大事だと思慮致します。</p> <p>* 補足資料①参照</p>	<p>平成28年4月1日に施行された「伊東市文化振興基本条例」に基づき、平成29年3月に伊東市文化振興基本構想が策定されました。</p> <p>本基本構想では、本市における文化芸術施策に関する既設・新設の諸事業の中に本基本構想に盛り込まれた視点を取り入れていくことで、本市の諸文化の底上げを図るものであり、隨時見直しを必要とするものと考えています。</p> <p>今後、本基本構想を見直す過程の中で「地方文化芸術推進基本計画」を必要とする事項があれば検討してまいります。あわせて、「伊東市文化振興基本条例」</p>

		例」の改正についても検討してまいります。	
(2)「文化財保護法」の改正(平成31年4月1日施行)に伴う「伊東市文化財保護条例」の改正について必要な検討を始めること。	<p>先の第196国会で「文化財保護法」が改正され、平成31年4月1日に施行されることにかんがみ、「文化財保護法」と「伊東市文化財保護条例」との整合性を整理し、「文化財保護条例」の改正について必要な検討を始めるべきと思慮致します。現行の「伊東市文化財保護条例」は平成25年に大幅に改正されたところですが、それまでは、「文化財保護法」の改正があったにも関わらず、長い間条例改正が行われないままになっていたところです。今回の「文化財保護法」の改正は、いくつかの基本的な部分が改正されておりますことから、これまでの轍を踏むことのないように、遅滞なく条例が改正が行われるべきものと思慮致します。</p>	<p>文化財保護法の改正内容を検証し、「伊東市文化財保護条例」の改正が必要ある場合については、改正手続きを進めて参ります。</p>	
(3)「(改正)文化財保護法」に規定する「文化財保存活用地域計画」策定の検討を始めること。 また、国史跡「江戸城石垣石丁場跡」(以下「国史跡」という。)の保存活用計画の策定に当たっては、同法の規定に基づく「史跡名勝天然記念物保存活用計画」に適合するようにすること。 合わせて、「史跡名勝天然記念物保存活用計画」と「文化財保存活用地域計画」が整合が取れるようにすること。	<p>先に、「歴史文化基本構想」の策定について提言したところで、「(改正)文化財保護法」に規定される「文化財保存活用地域計画」は、「歴史文化基本構想」の法制化であると言われることもありますことから、この機会に同地域計画の策定に積極的に取り組むべきものと思慮致します。</p> <p>また、平成31年4月1日以降に策定されるであろう国史跡の保存活用計画は、当然のこととして、「(改正)文化財保護法」に規定される「史跡名勝天然記念物保存活用計画」に適合するよう策定されるものと思慮致します。</p> <p>さらに、これも当然のこととして、「文化財保存活用地域計画」と「史跡名勝天然記念物保存活用計画」が整合されるようすべきと思慮致します。</p>	<p>「文化財保存活用地域計画」については、県が策定する「文化財保存活用大綱」を勘案する中で、個別の「文化財保存活用計画」を策定する必要があるか、又は「文化財保存活用地域計画」を策定する必要があるか検討します。</p>	

<p>(4)「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正(平成31年4月1日施行)に伴い、「文化財の保護に関する」職務権限を市長の権限とすることについて研究すること。</p>	<p>「文化財の保護に関する」職務権限を市長の権限とすることについては、本市が文化財の保存活用に関してどのような考え方方に立つかが明確にされていなければなりません。一般論として、誰が市長になるかによっては、文化財の保存に著しい悪影響が出ることも考えられますことから、大局的な見地から考えられなければならないと思慮致します。また、そうかといって教育委員会が所管したままでは、予算を伴う文化財の保存活用施策がこれ以上進展しないことも考えられます。従いまして、大局的、総合的な見地から、この職務権限のあり方について、本市の実情に即して、十分に研究しておく必要があるものと思慮致します。</p>	<p>改正のねらいは、文化財の有効な活用について幅を持たせるためと解釈しておりますが、今後の府内の組織構成が検討される中で、教育委員会としての役割も含め、検討してまいります。</p>	
<p>(5)平成30年度の補正予算及び平成31年度予算に国史跡及び市史跡「東浦路」の保存、活用に係る予算を積極的に確保すること。</p>		<p>現在、政策の整理を行っている中で、保存活用に関する予算については、今後緊急性が高い案件が発生しない限り、30年度については補正予算の予定はありません。 31年度予算措置については、文化財保護事業の優先順位をつけながら検討してまいります。</p>	
<p>【国史跡「江戸城石垣石丁場跡」に係る事項】</p>			
<p>(6)国史跡を見学する人が「二の沢」(保存会が識別のために使う呼称:位置は別図による)の全貌を見る能够性について</p>	<p>当該区域は現在シダに覆われており、その全貌を見ることができません。見学者に対して、国史跡内の見どころを充実させるためこれを除去すべきものと思慮致します。 *補足資料②参照</p>	<p>「保存活用計画」策定に基づいた史跡整備計画の一環で検討してまいります。</p>	<p>3~4年間は現状のままで手をつけない</p>

<p>るため、当該区域のシダを除去すること。</p>			
<p>(7)国史跡内のポイントとなるいくつかの区域あるいは地点について、管理者及び市民並びに見学者が共通して識別できるよう、わかりやすい呼称を設定すること。</p>	<p>国史跡内の特定の場所が識別できるように、わかりやすい呼称を設定することにより、管理がしやすくなり、また、市民や見学者が一層親しみをもって国史跡に関心を寄せることができるように思慮致します。</p> <p>例えば、保存会では、特定の場所に次のような呼称を設定して識別しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徳川碑、徳川碑広場 ・一の沢、二の沢、三の沢、四の沢 ・毛利の標石 ・割り残しの矢穴石 ・矢筈の刻印石ストックヤード ・田の刻印石 ・団子紋刻印石 ・羽柴の大標石 ・ナコウ山テラス <p>* 補足資料③参照</p>	<p>「保存活用計画」策定に基づいた史跡整備計画の一環で検討してまいります。</p>	<p>3~4年間は何もしない</p>
<p>(8)国史跡の「保存活用計画」策定に際して、これまで、当保存会(前身のNPO法人を含む)が提言した事項で、「保存活用計画」の策定に合わせて検討するという趣旨の回答があったものについては、「保存活用計画」策定の過程でその俎上に載せ、十分に検討すること。</p>		<p>「保存活用計画」策定に基づいた史跡整備計画の一環で検討してまいります。</p>	

<p>(9)当保存会の前身であるNPO法人及びその前身である任意団体が宇佐美地区内に設置した江戸城石丁場遺跡の説明看板及び石碑（「徳川碑」）について、国史跡の「保存活用計画」に基づいて、伊東市が宇佐美地区内各所に国史跡の説明看板を新たに設置するまでの間、当該既設看板等の維持管理を伊東市においてしていただくよう保存会と協議すること。</p>	<p>先に、当該既設看板を伊東市において撤去し、伊東市において新たに国史跡の説明看板を設置することを提言致しましたところ、「新看板につきましても、保存活用計画策定に基づいた史跡整備計画の一環で検討してまいります。」とのご回答をいただいておりますことから、それまでの間、既設看板を残置するため、その維持管理を伊東市においてしていただくよう保存会と協議することを提言するものです。</p> <p>*補足資料④参照</p>	<p>「保存活用計画」策定に基づいた史跡整備計画の一環で行うものですが、今後の維持管理办法等について、観光課、貴保存会と協議いたします。</p>	<p>市が維持管理する方向で、まず教委と観光課が協議した上で、平成30年内を目途に、保存会と協議を始める。</p>
<p>(10)先に、国史跡に指定されたことにかんがみ、国史跡の入り口に説明看板を設置すべしとした提言に対して、「平成28年度中に国史跡入り口に設置する」とご回答いただいた当該看板を速やかに設置すること。</p>		<p>説明看板は早急に設置します。</p>	<p>平成30年10月末までに設置する。</p>
<p>【市史跡「東浦路」に係る事項】</p>			
<p>(11)市史跡「東浦路」への多くの关心を一層醸成するため、案内、説明パンフレットを作成し配布すること。</p>		<p>7月には、路線管理者である建設課と連携し、文化財説明看板を設置しました。パンフレット制作については、当面の計画はありませんが、市ホームページ等へ掲載すると共に、ウォーキングマップ等への掲載を観光課と</p>	

		協議してまいります。	
	(12)市史跡「東浦路」をわかりやすく全国にアピールするため、「伊豆古道」などのように、内容が容易に想起できる通称を設定すること。	「東浦路」は、平成30年4月に市史跡として指定されたので、まずは、正式名称である「東浦路」を活用していきたいと考えます。	
	(13)市史跡「東浦路」の見学者のために、宇佐美駅から日朝さん道標までの間に誘導サインを設置すること。その際、国史跡の誘導サインとの協調、整合をはかること。	東浦路への誘導サインの設置については、既設の石丁場への案内看板との共存も含めて、観光課、貴保存会と協議させていただきたいと考えております。	保存会において検討案を作成し協議を進める。保存会の検討案は平成30年内を目途に作成する。
照会	<p>(1)留田地区の砂浜に仮保存してある刻印石について、その経緯について再確認する旨のご回答をいただいているところですが、再確認した経緯はどのようなものだったでしょうか。(提言2)</p> <p>合わせて、次の事項につき照会致します。教育委員会は、当該刻印石の然るべき保存の方策等について産業課に協議を投げかけているのでしょうか。また、船揚場の必要な堰について、産業課では、刻印石の代わりとなるものを検討しているので</p>	<p>産業課が主体となり地元との話し合いで現状の状態になったとのご認識ですが、当方の認識としては、地元とは漁業関係者のことであり、船揚場への砂の流入を防ぐために、あるいは河川の流路が船揚場前面にこないようにするために、当該刻印石を堰として利用し、合わせて、刻印石の散逸を防ぐ当面の措置であると認識しております。現地に置かれている石が刻印石のみであることから考えましても、こうした認識に整合性があるのではないかと思慮致します。しかし、これはあくまでも当面の措置であり、宇佐美地区の石丁場遺跡の一部が国史跡に指定された後もこのままの状態にしておくことは、文化財保護行政の観点からは著しく不整合であると思慮致します。</p> <p>* 補足資料⑤参照</p>	<p>市産業課での経緯は、船揚場への砂の流入を防ぐために、防波堤付近にあった石材散布地から現在の場所に移動させたものであるとのことでした。</p> <p>現状でも船揚場への砂の流入は防ぐことができず、浚渫工事を実施しながら改良策を模索している中で、改良工事が実施される際には、刻印石の活用について相談してほしいと申し入れてあります。</p>

しょうか。			
(2)国土地理院地図における国史跡の範囲の地図記号について、国土地理院に情報提供とのご回答をいただいているところですが、その後、当該区域における国土地理院の地図記号の修正はどうなっているのでしょうか。(提言4)	現時点で国土地理院地図を確認したところ、地図記号は修正されていないように見受けられます。国土地理院への情報提供の後、再度あるいは再々度修正を働きかけたのでしょうか。先の提言(平成29年7月6日付け)に先立ち、国土地理院に問い合わせたところ、自治体からの情報提供があれば、優先的に地図修正の作業を行えるという趣旨的回答を得ているところですので、その後の経過を照会するものです。	国土地理院に記載等についての確認はしましたが、その後の情報提供等の手続きは行われていませんでしたので、手続きを進めてまいります。	既に国土地理院から修正原稿の送付あり。教委において修正日を後日国土地理院に確認する。 実施できなかった理由を後日口頭で保存会に説明する。
(3)宇佐美地区の江戸城石丁場遺跡の既設説明看板について、「市民と行政が参画して作られた看板なので、史跡名以外の内容に支障がなければ、史跡名の名前を入れることで対応してまいりたい」とご回答いただいているところですが、その後どう対応したのでしょうか。(提言5)	宇佐美地区の江戸城石丁場遺跡の一部が国史跡に指定されてから既に2年半が経過することから、既設看板に史跡名を入れる具体的な方法につきまして、どのような方法を取るかは承知しておりませんが、速やかに処理すべきものと思慮致します。 なお、このことは「提言(9)」と関連致しますので、具体的な実施に際しましては協議させていただきたくお願い申し上げます。	看板ごとにシートを作成する必要があるため、現在はシートの作成に至っていない状況ですので、デザインを検討して進めてまいります。	平成31年3月末日までに完了する。 実施できなかった理由を後日口頭で保存会に説明する。
(4)国史跡の見学コース上の案内標識及び説明看板の設置について、「見学者に対して緊急性が高いことから、暫定として簡易的なものを設置していきたいと考えている」とご回答をいたしているところですが、その後どうなりましたでしょうか。(提言	現在設置されている見学コース上の案内標識は、数年前に保存会が設置した極めて簡易的なもの(パソコンプリントした紙をラミネートコーティングしたものに紐を通して樹木に縛り付けたものです。いくつかのものは、既に脱落したり雨水が入ったりして見えにくくなっています。案内標識は国史跡の見学者にとって必要なものでありますので、速やかに設置すべきものと思慮致します。 また、現在いくつかのポイント(見どころ)には、説明看板が全くありませんので、案内者(ガイド)の付かない見学者はせっかく現	簡易的な案内標識や説明看板については、材質や内容を検討しましたが、実現に至っておりません。	平成31年3月末日までに完了する。 実施できなかった理由を後日口頭で保存会に説明する。

9)	<p>地を訪れても、国史跡の重要性が伝わり難くなっています。説明看板につきましても速やかに設置すべきものと思慮致します。</p>		
<p>(5)国史跡の保存・活用ための市民協働の方法を検討する予備的な方策の一つとして、関係団体、行政、史跡の保存あるいは活用に係る市内外の専門家等による公開のフォーラム開催の提言に対して、「市民協働が図られるよう検討してまいります。また、協働が図られるようご協力をお願いします」とのご回答をいただいているところですが、現在どのような検討をされているのでしょうか。(提言10)</p>	<p>平成30年度末までには、国史跡の「保存活用計画」を策定するため、専門家等による委員会が組織されると聞き及んでいるところですが、それに合わせて、国史跡の保存活用の関心を高める意味においても、また計画を一層充実させる意味においても、時宜を選んで当該フォーラムを開催することは、大変効果的であり重要であると思慮致します。</p> <p>なお、当方としましては、協働が図られるように最大限の協力を惜しみません。</p>	<p>国史跡の保存・活用に係る専門家及び地元住民による組織を設置し、保存活用計画の策定をまとめていく中で、フォーラム開催等も検討します。</p> <p>また、市史講座において、これまで伊東市全域を捉えて開催してまいりましたが、今年度は、それぞれの地域にある歴史や文化財等をテーマにした内容に特化し、地域性を重視した開催を検討する中で、国史跡を含めた宇佐美地区での開催を検討しております。</p>	